

平成 29 年 3 月 岩手県教育委員会定例会 会議録

- 1 開催日時
開会 平成 29 年 3 月 21 日 (火) 午後 1 時 30 分
閉会 平成 29 年 3 月 21 日 (火) 午後 3 時 05 分
- 2 開催場所
県庁 10 階 教育委員室
- 3 教育長及び出席委員
高橋 嘉行 教育長
八重樫 勝 委員
小平 忠孝 委員
芳沢 莖子 委員
藤井 克己 委員
島山 将樹 委員
- 4 説明等のため出席した職員
川上教育次長兼学校教育室長、菊池教育次長兼教育企画室長
菊池特命参事兼企画課長、佐々木特命参事兼予算財務課長、佐々木学校施設課長、小野寺学力・復興教育課長、藤岡義務教育課長、岩井高校教育課長、木村高校改革課長、佐々木特別支援教育課長、菊池生徒指導課長、松下生涯学習文化課総括課長、斎藤文化財課長、八木スポーツ健康課総括課長、今野参事兼教職員課総括課長、荒川小中学校人事課長、小田島県立学校人事課長
教育企画室：多田主査（記録）

5 会議の概要

- 第 1 会期決定の件
本日一日と決定

(議案)

- 第 2 議案第 39 号 岩手県就学指導委員会規則の一部を改正する規則（学校教育室）
別添議案により説明

八重樫委員：「児童生徒等」と「等」がつくのは幼児が入るということですか。
佐々木特別支援教育課長：基本的にはそのようなことです。

原案どおり決定

- 第 3 議案第 40 号 教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
別添議案により説明

島山委員：要件についても知事部局に準じているのですか。
今野参事：そのとおりです。
島山委員：「所属長が特に必要と認める職員」とはどのようなものが想定されているのでしょうか。
今野参事：具体的な形を想定しているということではございません。その都度ケースに応じて所属長が判断するということです。
教育長：この A から D まで全てを、特に必要と認める職員として運用するということですね。
教職員課職員：盛岡地区については、引き続きその要件を満たすということで、市内の渋滞緩和も目的に含めて取り扱う予定です。

畠山委員：ケース・バイ・ケースで柔軟に運用できるということによろしいですか。

今野参事：先程申し上げましたように、職員個々の様々な事情に応じて柔軟に運用していくということを基本的な趣旨としているところです。

藤井委員：休憩時間については特に定めはないのですか。

教職員課職員：休憩時間は45分か1時間で、休憩時間の割振りは一律です。

藤井委員：一斉に同じ時間帯で休憩をするということですか。

教育長：労基法上、一斉付与が原則です。法令上、休憩時間は最低45分必要となっておりますので、実際のところは45分か1時間で職員が選択するということになっております。これについてはこれまでどおりです。

藤井委員：学校の事務室は、休憩時間中、45分なり1時間完全に閉めてしまうということですか。

今野参事：事務室が完全に閉まるということではなく、必要に応じて対応はしていきます。

藤井委員：サービス窓口的なことですか。私の高校時代には、昼休みに学割を取りに行ったら閉まっていたということがあった。

今野参事：閉鎖というような状態にはなりません。

教育長：学校の場合、生徒達にこの時間は休憩時間だからということで理解が得られれば、閉めることもあると思います。いつでも誰かが対応するというのは、一般県民に対する対応であって、一定の範囲の人達の理解を得られればそのような運用も当然あると思います。

八重樫委員：「通勤負担が緩和されると認められる職員」とは、盛岡市内は交通渋滞とか様々あるが、他に考えられるのはどのようなことですか。新幹線の時間が合わないとかそういうことですか。

今野参事：新幹線を使う場合には、正味の時間だけではなく、ダイヤの関係が出てきます。例えば、30分繰り下げる、繰り上げることによって、新幹線が利用しやすくなるといったようなケースも想定しているところです。

八重樫委員：議40-4の同じページに「所属長」や「学校長等」とあるが、何か違いがあるのですか。区別している意味があれば教えてください。

今野参事：学校については学校長が勤務時間を定めるということで、この部分については「学校長等」という言葉を使っています。ただ、基本的には「学校長等」を含む「所属長」が、この時差通勤の適用を認めるという意味で使い分けをしているところです。

八重樫委員：現在も時差通勤はしていますよね。これは県民に対するサービスが低下しないように実施していることでもあると理解してもらいたい意味でも、きちんとやらないと駄目だと思います。例えば県庁に電話した時に「担当職員はまだ来ていません」と言われたので「どうしたのか」と聞くと「A出勤です」と言われた。「A出勤」というのは県庁内ではわかるのですが、我々一般県民にはわからない。病院でも「準夜勤」のことを「準夜です」と言ったりしている。その業界だけで通用する言葉は、自分達はいいと思いますが、県民には使っては駄目だと思います。せっかくサービスが低下しないように時差を付けて働いてくれているのだから、きちんと誤解や不信感を抱かれないようにして、みんなが早く働くことができるようにしていただきたいと思います。

今野参事：八重樫委員がおっしゃるとおり、つつい内輪の論理を外に押しつけるようなことが往々にして起こりがちです。制度については県民の理解を前提に進めていくということでないとうまくいきませんので、併せて趣旨の徹底も図っていききたいと思います。

原案どおり決定

第4 議案第41号 岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（教職員課） 別添議案により説明

八重樫委員：これは良いことなのですか。

今野参事：まさしく趣旨としては良いことです。こういった措置を活用できるようなアプローチをしていきたいと思っています。実際、この制度が実施されたとしても、これを活用しようという動きがないと免許の併有という形になりませんので、働き掛けが必要だと思います。

八重樫委員：講習会はどのような形で行われるのですか。岩手県単独で行うのですか。例えば、教職に関する科目にある生徒指導や教育相談、進路指導等については、いわゆる認定講習会で取れるように

なるのですか。

今野参事：講習自体は大学の方で行っています。

藤井委員：中学校とか高等学校の教諭ですと、例えば理科や社会といった教科指定があるのではないのでしょうか。

荒川小中人事課長：教科指定というのは、中学校の先生が小学校を教える時ということですか。

藤井委員：逆です。これだと小学校の先生が中学校教諭2種の免許を取れるということですよ。その時中学校教諭2種の免許に教科のくくりはありませんか。

今野参事：新旧対照表にありますように、改正規則の中では具体的な科目の内訳を示しているところです。

芳沢委員：これは平成29年4月1日以降とのことですが、実際に考えられる運用のメリットとはどのようなことですか。

荒川小中人事課長：今、小中一貫の連携が進んでおりまして、例えば大槌学園は9年間ということですが、このような免許が取れることで、先生がどこの学年に行っても指導できるというようなメリットがあります。

原案どおり決定

第5 議案第42号 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（教職員課）
別添議案により説明

芳沢委員：「保健体育主事等の職を廃止すること」について、もう一度説明をお願いします。

今野参事：スポーツ行政が知事部局に移管されるということで、学校体育以外の社会体育の部分について知事部局に移管されます。保健体育主事の職については、従前社会体育の部分もありましたが、今回学校教育の部分にあえて保健体育主事という形ではなく、他の科目と同じように指導主事といった整理が適当ではないかということで、廃止という形をとることにしたものです。

教育長：類似のものに社会教育主事がありますが、社会教育主事は社会教育法上の位置付けがある職のため、残さざるを得ないということです。教育委員会事務局に学校教育に対して指導するポストとして、指導主事と保健体育主事がありましたが、スポーツ健康課の保健体育主事については指導主事を兼任するという形でした。これは法令上位置付けられた職制ではありませんので、この機会に一本化した方が、体育教員の士気向上という観点からも適当ではないかという判断をして、今回廃止しようとするものです。

小平委員：指導主事は全教科に渡って指導するという立場で、保健体育主事だから保健体育だけ指導すればいいということではなく、例えば生徒指導やいろいろな学校業務の指導等、他の教科指導も全体に渡って指導をするというような責任と自覚を持って勉強してもらいたいし、指導してもらいたい。そういった観点から、私はすごくいいと思います。

教育長：そういう意味では、保健体育課ももちろんそうですし、学校調整課、学校教育課との連携をなお強めていきたいと思います。指導主事としてふさわしい資質を身に付けるような業務運営を我々も心掛けながらやっていきたいと思います。

原案どおり決定

第6 議案第43号 岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令（教職員課）
別添議案により説明
原案どおり決定

第7 議案第44号 教育財産管理規則の一部を改正する規則（教育企画室）
別添議案により説明

畠山委員：よく理解できなかったのですが、貸し付ける対象は何ですか。

佐々木学校施設課長：学校施設の建物的一部分ということになります。そこに自動販売機を設置する業者を公募して、自動販売機を設置させるという形になります。

畠山委員：ここに置いていいですよということで、そこに自動販売機を置く業者を公募で入れるということですか。

教育長：そして使用料を徴収するんですね。

佐々木学校施設課長：自動販売機を置いていただいて、その利用部分に係る使用料を徴収するという形になります。それを入札で行うという手続きです。

畠山委員：一部で試験的に行うというのは、一気に全部を変えるのは大変ということですか。

佐々木学校施設課長：試行的に導入するのは、教育委員会の所管で現在自動販売機を置いている施設が72ありますので、一気に導入するのは大変ということもありますし、学校によっては、地域の業者、商店等に個別に相談しながら入れていただいているということもあって、まだ公募制を導入するには早いのではないかと少し慎重になっているところもあります。そういった導入の状況を見極めながら、今後少しずつ拡大していきたいと考えております。参考までに、今知事部局で設置している自動販売機も5年経ちますが、大体半分程度が公募制ということで少しずつ拡大しているという状況です。

教育長：基本的な方向性としては、公募制を見据えながらソフトランディングさせるということで、まずスタートさせていただきたいということです。

原案どおり決定

第8 議案第45号 文化財の指定及び保持団体の認定に関し議決を求めることについて(生涯学習文化課) 別添議案により説明

八重樫委員：新聞で大宮神楽の報道を見たが、今も定期的に発表などを行っているのか。

斎藤文化財課長：定期的で大宮神社の祭礼等で行っているようです。何年か前に県の民俗芸能フェスティバルに参加いただいたこともあります。いわゆる存続につきましても、地元の子供達に伝える等、その辺も非常に一生懸命な団体です。

小平委員：今回指定の諮問がされた兜や大宮神楽等は、もっと早く、もっと前に文化財指定しても良かったのではないかと思うが、どうですか。

斎藤文化財課長：県指定文化財の指定までのプロセスですが、まず市町村に照会をかけて、候補物件を挙げていただきます。その案件について、県の文化財保護審議会委員のいわゆる専門の先生方に、民族文化財や史跡といったそれぞれの領域毎に調査していただきます。その調査が終了した案件から保護審議会に諮問するよう進めています。そのため、指定まで10年以上かかっているものもあります。今市町村から県に挙がってきている案件は100件近くありますが、年2回の保護審議会に、例えば2件ずつ審議しても、年4件ということですので、かなり時間はかかるという状況になっています。

教育長：保護審議会の委員さん方からのご協力もいただきながら、価値のある文化財については指定することによってしっかりと守っていくようにしていきたいと思えます。

小平委員：だいたいわかりますが、時には県の文化財を精査してみるなど、もう少しどこかが指導するといったことが必要ではないか。これまで聞いてきた中でも、この案件が県の文化財指定になるのであれば、先にこちらの案件が指定されてもよいのではないかと思うことがあった。県に挙がっている100件の中で、何を本当に県の財産とすべきなのか考える必要があるのではないか。特に無形文化財等はどんどん消えていく。どこも後継者がいなくなっている。文化財指定の保護を加えることによって保存するということがあるので、市町村から挙がってきたものだけを見るのではなく、県としても精査するような姿勢が必要ではないかと思えます。

教育長：今小平委員がおっしゃったとおりです。審議会での審議を支えているのは文化財担当ですので、そこはしっかりとした情報を掴みつつ、市町村教育委員会と連携しながら、適所な文化財を保護するというので今後取り組みを進めていくようお願いいたします。

藤井委員：無形文化財を残すということですが、例えば水かけ祭りですと保存会を保持団体として今のスタイルをそのまま残すようにとすることですね。

斎藤文化財課長：そうです。

藤井委員：拝見すると、これは女人禁制の祭りですね。もし今後女子で参加したいという声が出た時

にどうなるのですか。

斎藤文化財課長：その保持団体がどのように考えるかだと思います。

藤井委員：その団体が良しとすれば変わっていくこともあるということですか。

斎藤文化財課長：無形民俗文化財は古くから伝わっているものですが、やはり少しずつ変わってきている部分もあります。本当はオリジナルな形を残していくものだと思いますが、どうしても変わっていく部分もあります。

藤井委員：規制を加えて、こうあらねばならないというものではない。

斎藤文化財課長：そうではない。

教育長：もちろん、この無形文化財は参加する人も見る人も全体が変わっていく。そういう中で無形文化財としての価値を否定するわけではない。今回は奇祭だということで指定されて、水かけ祭りそのものに対する文化財としての稀有な価値が認められている。これから男女共同参画の流れがどんどん進んで女性も参加したいということになっても、基本的な水かけ祭りの伝統を引き継いだ上で、新しい価値というのが出てくると思います。そういうのは問題ないですね。

斎藤文化財課長：その都度議論にはなるとは思いますが、全てシャットアウトということではないと思います。

畠山委員：県の指定を受けることで、有形文化財であればその管理費用だとか、無形文化財であれば伝承者の養成、その他保存に必要な措置を県がとることができることになる。そのようなメリットがあるので市町村教育委員会から県の指定を受けたいと挙がってくるということですか。指定後はどのような措置がとられていくのですか。

斎藤文化財課長：まず今まで通り伝承活動を続けてもらうことにはなりますが、我々が指定する場合、伝承がきちんとなされるような団体というのが大きな一つの条件ですので、すぐ無くなるようなところについては指定しておりません。様々な大会がありますので、例えばそういうところに推薦をしたりします。それぞれの保持団体が県の指定を受けて、いろいろと舞に精進していくということかと思えます。有形文化財については補助がありますし、無形文化財についても例えば記録といったところについては補助等があります。

教育長：指定することによって、例えば所有者が将来に渡って適切な形で保存してくという意欲を増す効果も大きい。市町村の指定、県の指定、最終的には国の指定ということを目指している団体も数多くあるのということですので、適切な評価をしていくことが基本になるとは思います。

原案どおり決定

議案第 46 号以降については、非公開とする議決がなされた。

第 9 議案第 46 号 平成 29 年度教科用図書選定審議会委員の任命に関し議決を求めることについて(学校教育室)

別添議案により説明

原案どおり決定

第 10 議案第 47 号 本庁の室課の長等の人事に関し議決を求めることについて(教職員課)

別添議案により説明

原案どおり決定

第 11 議案第 48 号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて(教職員課)

別添議案により説明

原案どおり決定

第 12 議案第 49 号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて(教職員課)

別添議案により説明

原案どおり決定

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。